

十日町市まちづくり基本条例

令和5年度検証結果報告書

令和6年2月

十日町市

1 検証の根拠

平成27年4月に施行された十日町市まちづくり基本条例(以下、「本条例」という。)は、市のまちづくりの基本となる重要な条例であり、行政運営上の最上位計画として位置付けられる「十日町市総合計画」の根拠条例にもなっています。

本条例は、市全体で共有するまちづくりの基本ルールやまちづくりの方向性のほか、市民、市議会、行政がまちづくりにおいて担う役割などを定めており、原案は市民中心の組織である「とおかまち流まちづくりの条例を考える会」により作成されました。

本条例は、進展する社会や時代に相応しいものであり続けるため、第39条第1項で「4年を超えない期間ごとに、この条例及び関連する諸制度について検証を行うものとする」と定めており、規定内容のほか、運用の面からも本条例に係る制度について検証を行うこととしています。

この条文に基づき、令和元年度から令和4年度までの4年間の取組の検証を行いました。

2 検証方法

①内部検証

まずは各条文に関連する施策・事業の検証を行い、取組に対する評価や課題について整理するとともに、今後の方向性についてまとめました。(→【別添】内部検証資料)

②検証委員会での検証

本条例の趣旨に則り、市民との情報共有や意見聴取などを行うため、市民で構成する「十日町市まちづくり基本条例検証委員会」を開催し、内部検証資料を基に検証を行いました。

③パブリックコメントの実施

検証委員会での検証結果について、さらに市民の意見を広く募るため、パブリックコメントを実施します。

3 検証の目的

令和元年度から令和4年度までの4年間で実施した主な施策・事業について、以下の2点の観点から検証しています。

- (1) 本条例の内容及び趣旨に沿った取組ができているか。
- (2) 条文の修正（変更）や追加等の改正は必要か。

4 検証の結果と経過

内部検証及び検証委員会における検証の結果は、以下のとおりです。

- (1) 本条例の内容及び趣旨に沿った取組ができている。**
一部に課題のある施策や事業もあるが、適宜見直しや改善を行いながら継続推進することで問題ない。
- (2) 条文の改正は行わない。**

(1) 本条例の内容及び趣旨に沿った取組ができているか。

内部検証における各施策や事業についての担当課の評価は、全て「できている」又は「概ねできている」となりました。

これについて検証委員会では、「本条例の内容や趣旨に沿った取組ができている。一部に課題のある施策や事業については、適宜見直しや改善を行いながら継続推進する」という結論となりました。

(2) 条文の改正は行わない。

内部検証において、方向性は全て「継続推進」、条例改正は全て「不要」となりました。

これについて検証委員会では、「施策や事業によって課題等はあるものの、市のまちづくりの基本理念である本条例の内容を改正する必要はない」という結論となりました。

なお、検証委員会が出された課題や意見等については、4ページ以降に記載の内容を市の見解とし、今後の施策展開に反映するよう努めるとともに、本条例の趣旨に沿った取り組みを継続します。

【経過】

令和5年8月～10月	内部検証資料の作成
令和5年10月31日	「十日町市まちづくり基本条例検証委員会」開催 内部検証資料及び検証結果報告書（素案）の説明と意見聴取
令和6年1月10日～ 2月9日まで	検証結果報告書について、パブリックコメントの実施

【十日町市まちづくり基本条例検証委員会 委員名簿】（敬称略）

所属	役職	氏名	備考
十日町市地域自治組織連絡協議会	会長	川田 一幸	会長
特定非営利活動法人市民活動ネットワークひとサポ	副理事長	葦澤 篤	
一般社団法人十日町市スポーツ協会	代表理事	保坂 和則	
社会福祉法人十日町市社会福祉協議会	理事	中村 亨	副会長
十日町市文化協会連合会	運営委員会 副委員長	田口 好世	
十日町商工会議所	副会頭	高橋 俊之	
十日町農業協同組合	総務企画部 部長	長津 宏	
一般社団法人十日町青年会議所	理事	星野 由加	
十日町市商工会連絡協議会	松代町商工会 会長	瀬沼 伸彦	
一般社団法人十日町市観光協会		柳 明美	
公募委員		柳 大祐	
公募委員		関口 美智江	
公募委員		高橋 智恵子	
公募委員		佐藤 友美	
公募委員		小堺 志緒	

- 十日町市まちづくり基本条例検証委員会からの意見及びそれに対する市の見解については、次ページ以降に記載しています。

第6条第6項 空き家バンク事業（内部検証資料 p.02）

検証委員会からの意見	市の見解、対応
<ul style="list-style-type: none"> ・ 登録数に対する成約数は7割以上とあるが、大きな成果といえるのか。アンケート送付の343件の位置づけ及び登録不可能や取り下げの実態把握の評価が課題である。 ・ アンケート送付の343件はどのように選んだのか。選出根拠は何か。 	<p>平成27年度～平成30年度間の成約率（63%）と比較して、令和元年度～令和4年度間は10%程度成約率が伸びていることから、大きな成果があったと考えます。</p> <p>アンケート送付先は、令和元年度に市が実施した空き家等の実態調査のうち、適切に管理できている物件を対象としたものです。</p> <p>アンケートにおいて空き家バンクへの登録意向を照会したところ、41件の登録希望の回答があり、その中で現地調査の申し込みがあったものが19件、その内、物件の状態や所有者の事情等により、実際に登録されたのは10件です。</p> <p>なお、登録不可能や登録取下げとなった物件の主な理由は「建物の状態が悪い」、「相続手続きが未完了」、「登記の整理ができていない」等です。</p> <p>引き続き、所有者の皆さまに空き家の適正管理の必要性を周知してまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理の行き届いていない空き家・使い物にならない空き家は、所有者に壊してもらう必要があるのではないか。取り壊しを含め、きちんとした管理の必要性をきちんと周知する必要があるのではないか。 	<p>危険家屋の撤去について記載しています。</p> <p>空き家の適切な管理について、市報やホームページ、公式SNS、あんしんメール等を活用して周知し、市民自身にもしっかり対策をとってもらえるよう、対策に力を入れます。</p>
<p>空き家バンクのサイトに掲載されている物件より、市内不動産会社のHPに掲載されている中古物件の方が多いが、空き家バンクに登録されない理由は何か。</p>	<p>空き家所有者、不動産事業者からの希望により、空き家バンクに登録され、空き家バンクのサイトに掲載しています。</p> <p>市としても制度周知のため、毎月市報に空き家バンク物件登録募集に関する広告を掲載していますが、今後はさらに、市内不動産会社に対しても、取り扱っている中古物件を空き家バンクに登録してもらうように呼びかける等、登録件数の増加に努めます。</p>

第6条第6項 耕作放棄地の対応（内部検証資料 p. 02）

検証委員会からの意見	市の見解、対応
<ul style="list-style-type: none"> ・ 山林、原野化が進む土地は「非農地」として処理するとある。経費がかかると思うが、ぜひ進めてほしい。一方で、遊休農地にゴミが捨てられることはないのか。 ・ 不法投棄を行うのは所有者ではない。所有者ではない人に対して防止策をとる必要があるのではないか。 	<p>第6条の「②取組に対する評価・課題」に農地への不法投棄に関する記載を追加しました。</p> <p>農地への不法投棄事例は市内でも発生しているため、環境衛生部局と連携し、所有者等へ指導を行っています。特に山間部の耕作放棄地は人目に付かない箇所もあるため、今後も引き続き、農地パトロールなどを実施します。なお、農地に限らず不法投棄全般について、環境衛生課を中心に、県や警察等と連携し、取り締まりに努めます。</p>

第9条 市長への便り（内部検証資料 p. 03）

検証委員会からの意見	市の見解、対応
<p>市 HP では、令和2年度までは月ごとにたくさん公開されている。内容は公開されていなくとも、件数は公開されているのに、令和3年度からは1年につき1件しか公開されていない理由は何か。</p> <p>事業ごとに公開すれば、同じような質問が減るのではないか。</p>	<p>投稿者から回答希望があった「市政への提言」について、広くお知らせする内容かどうかについて検討し、市ホームページに掲載しています。</p> <p>（R1: 7件、R2: 6件、R3: 1件、R4: 2件）</p> <p>なお、近年は掲載する投稿件数が少ないため、年度ごとの掲載としています。今後も公開が可能な事例については、市ホームページで紹介をします。</p>

第10条第4項 地域の情報発信（内部検証資料 p. 04）

検証委員会からの意見	市の見解、対応
<p>LINE や Twitter による情報発信とあるが、それらの SNS の市アカウント自体をどのように広報しているか。</p>	<p>第10条の「③今後の方向性」に、SNS アカウントの周知に関する記載を追加しました。</p> <p>令和3年に開設した当初は、広報誌等（市報、ホームページ、定例記者会見）で周知しました。また、コロナ禍に行った地元出身学生への支援事業では、支援を申請する段階で、学生に LINE 登録を依頼しました。</p> <p>現在は、市ホームページやU I ターン情報誌などでの紹介に加え、市広報職員の活動用の名刺に SNS 等の QR コードを印字し配布しています。</p> <p>（10月現在登録者数：LINE 5,246人、X（旧Twitter）1,361人）</p> <p>今後も、市が活用している情報発信ツールなどを積極的に活用周知していきます。</p>

第 24 条 雪を生かしたまちづくり（内部検証資料 p. 10）

検証委員会からの意見	市の見解、対応
<p>雪の活用について、市営スキー場の活用や PR についての取り組みは十分実施できているのか。</p>	<p>第 24 条に、市営スキー場の活用に関する記載を追加しました。</p> <p>市営スキー場の割引クーポン付きガイドリーフを作成し、周知する等、利用促進の取り組みを行っています。</p> <p>また、アウトドア事業者との連携により、雪上キャンプやそり遊びなどスキー以外のアクティビティの開拓等、新たな利用者の拡大に向けて取り組みを進めています。</p>

第 25 条 雪国文化の継承（内部検証資料 p. 11）

検証委員会からの意見	市の見解、対応
<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和 2 年 6 月に日本遺産認定とあるが、市民への周知は足りているのか。日本遺産について知らない市民もいる。 ・ 「日本遺産」を観光資源とした集客を伸ばすための取り組みが必要ではないか。 	<p>第 24 条に、周知に関する記載を追加しました。</p> <p>ポスターや看板の設置、SNS を活用したフォトコンテストなどのほか、日本遺産制度や認定ストーリーの理解を深めるためのシンポジウムを開催するなど、周知に取り組んでいます。今後も SNS やポスター等を通じた広報のほか、市民による日本遺産ストーリーの活用を促進し、市民への「日本遺産」や「スノウリッチ」の周知を図ります。</p> <p>また、日本遺産ストーリーや構成文化財等を活用した観光コンテンツの充実、インフルエンサーによる情報発信等に取り組むほか、旅行代理店等との連携により、観光誘客の強化を図ります。</p>

第 26 条 健康福祉（内部検証資料 p. 11～14）

検証委員会からの意見	市の見解、対応
<p>今後の方向性の自殺対策において、「自殺の多い年代（高齢者、40～50 代の働き盛り世代）」とあるが、近年の自殺者数の傾向をふまえ、重点施策の対象に若年層も加えてほしい。</p>	<p>第 26 条の「③今後の方向性」に若年層への対策に関する記載を追加しました。</p> <p>引き続き、当市の自殺の実態を踏まえ、高齢者や働き盛り世帯（特に壮年期）を重点施策として取り組みます。一方で、中学から高校、高校から社会人といった環境の変化に応じた若年層への対策もしっかりと講じる必要があることから、教育委員会や学校、保健所等の関係機関と連携・情報共有することで、当市における自殺の傾向を適切に判断し、状況に応じた対策を講じます。</p>

第 26 条 健康福祉（内部検証資料 p.12）	
検証委員会からの意見	市の見解、対応
ひきこもり支援についても重点的に取り組んでほしい。	<p>第 26 条に、「十日町市ひきこもりサポート事業」に関する記載を追加しました。</p> <p>市では、関係機関や市内活動団体と連携し、相談窓口や支援機関の情報発信、社会参加へのネットワークづくり支援、ひきこもり状態にある人の居場所づくり、当事者やその家族に向けた講習会の開催等、多方面からひきこもり支援の基盤を構築しています。</p> <p>今後も引き続き、様々なケースに対応できるよう、支援体制の強化に努めます。</p>

第 26 条 健康福祉（内部検証資料 p. 14）	
検証委員会からの意見	市の見解、対応
男女共同参画や、性の多様性に関する施策の記載がないが、何か実施していることはあるか。	<p>第 26 条に、「十日町市男女共同参画基本計画」に関する記載を追加しました。</p> <p>市では、当該計画に基づき、男女共同参画の推進に関する様々な施策を行っています。R5～R9 年度を計画期間とする第 4 次の計画では、これまでの取り組みや社会の変化を踏まえ、職業における女性の活躍やワーク・ライフ・バランスの推進、DV 等の暴力根絶に関する施策のほか、性的マイノリティに関する差別防止や困難の解消等について記載しており、引き続き取り組みを進めます。</p>

第 27 条 子育て支援（内部検証資料 p. 14～15）	
検証委員会からの意見	市の見解、対応
児童虐待防止についての記載はあるが、不登校・いじめに対する対策や市の取り組みはどうなっているか。	<p>第 27 条に、不登校・いじめに対する取り組みに関する記載を追加しました。</p> <p>教職員や関係機関と連携し、「WEBQU」の活用や研修会の実施など、様々な施策を実施しています。今後も、居心地のよい学級づくり、学校づくりに向けて支援体制の充実に努めます。</p>

第 27 条 子育て支援（内部検証資料 p. 14～15）

検証委員会からの意見	市の見解、対応
<p>教職員に対する行政側の支援はあるか。また、不登校の子の家族等に対する支援はあるか。</p> <p>（相談に来てもらうのを待つだけでなく、積極的な関わりはあるか）</p> <p>保護者への支援も重要なのではないか。</p>	<p>第 27 条に、不登校・いじめに対する取組みに関する記載を追加しました。</p> <p>市の教育センターでは、教職員研修と教育相談を中心に、市の教育課題に対して、指導・支援・相談を行っています。丸山町にある「教育相談センター」では、様々な理由で学校に行けない小・中学生本人を対象にした支援や、電話や来所、家庭・学校への訪問等による相談事業など、保護者への支援も行っています。</p> <p>支援を必要とする人に適切に情報が届くよう、「不登校相談パンフレット(保護者用)*」を作成し、教育相談センター事業等の周知に努めます。</p> <p>(*令和 5 年 9 月作成、配布済み)</p>

第 30 条 芸術文化及びスポーツの振興（内部検証資料 p. 18）

検証委員会からの意見	市の見解、対応
<p>2020 年東京オリンピック・パラリンピックの際には市内でも様々な取り組みがあったようですが、2025 年東京で開催されるデフリンピックに関して市として取り組みがあれば記載してほしい。</p>	<p>第 30 条の今後の方向性に、「共生社会の実現」を目指し、障がいの有無に関わらずスポーツに親しめる機会の創出について追加しました。</p> <p>現時点でデフリンピックに特化した取り組みは実施していませんが、NPO 法人ネージュスポーツクラブを中心に、障がいの有無に関係なく、スポーツを楽しめる機会を創出しています。今後も当該 NPO と連携し、多様性を考慮したスポーツ振興に努めます。</p>

第 30 条 芸術文化及びスポーツの振興（内部検証資料 p. 18）

検証委員会からの意見	市の見解、対応
<p>国際レベルのスポーツ等だけではなく、一般市民や市内の競技団体への振興をどのように考えているか。</p> <p>スポーツ協会への委託も年々費用が下がっていて、これでは当市のスポーツ振興を図ることができなくなる。「スポーツ健康都市宣言」はどのように展開するのか。</p>	<p>第 30 条に、「十日町市スポーツ推進計画」に関する記載を追加しました。</p> <p>当計画のもと、市民のスポーツ振興や環境整備等各種事業を実施しています。</p> <p>また、「楽しもうスポーツ、つくろう健康」というスポーツ健康都市宣言の趣旨を、今後もより一層広く啓発するとともに「誰でも」「いつでも」「どこでも」スポーツに親しめる環境整備と機会創出に努めます。</p>

第 31 条 自然との共生（内部検証資料 p. 19）

検証委員会からの意見	市の見解、対応
<p>公害苦情への対応について、今後の方向性において「事業者と地元住民との話し合いの場を設けていく」とあるが、具体的に「年 1 回」などのように定期的に話し合いをするべき。</p>	<p>第 31 条の「③今後の方向性」に、話し合いに関する記載を追加しました。</p> <p>定期的に会議を設けている地域もありますが、事業者と地元住民との調整もあるため、一部、定期的な話し合いができていない事例もあります。</p> <p>今後も引き続き、関係機関で情報共有を行うなど連携した対応により、事業者と地元住民との定期的な話し合いの場を設けるよう努めます。</p>

第 36 条 地域自治組織（内部検証資料 p. 21）

検証委員会からの意見	市の見解、対応
<p>高齢化集落対策専任地域支援員 1 名を配置しているところがあるが、具体的な話し合いをして始めることが必要である。どのようなことを考えているのか。</p>	<p>第 35 条の「③今後の方向性」に、話し合いに関する記載を追加しました。</p> <p>令和 5 年度は、主に松代・松之山地域の、高齢化率 70%以上、世帯数 10 件未満の 15 集落に対し、集落の方へのヒアリング等の調査に入っています。集落活動の現状や困りごと、集落資産の管理状況や将来の展望等について、住民の方にお話を聞くところから始めています。集落調査をもとに必要な支援策を検討し、随時、集落住民の方々と相談しながら、対策を進めていきます。</p>

その他（検証の方法について）

検証委員会からの意見	市の見解、対応
<ul style="list-style-type: none"> ・ 検証委員会に諮る「内部検証資料」において、行政側から示されたもの以外にも様々あるのではないかと。出された取り組みへ意見だけだと十分に発言できない可能性があるため、取り組み内容のたたき台を出す段階から委員の意見を募る等の検証方法が必要なのではないか。 ・ パブリックコメントを求めるには、資料をもっと平易にわかりやすくする工夫が必要なのではないか。 	<p>内部検証資料においては、条文に関連する主要な施策・事業を記載しています。</p> <p>次回以降も検証委員へ事前に資料を送付し、内部検証結果への意見・質問に加え、評価対象以外にも取り組んでいる事業がないかという視点での意見も募る手法について検討します。</p> <p>また、今回パブリックコメントを実施する際は、検証の解説を添える等よりわかりやすくなるよう工夫し、市民の方も自分事として本条例を身近に感じてもらえるよう努めます。</p>